

## 平成 26 年度第 1 回香川労働局法令遵守委員会議事概要 (HP)

1. 日 時：平成 26 年 10 月 7 日(火) 11:05～12:00

2. 場 所：香川労働局 702 会議室

3. 出席者

委員長 局長

委員 総務部長、労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長、総務課長  
事務局 人事計画官、総務課長補佐

4. 議事概要

(1) 「主に改善を要すると認められる事項・継続的な取組を実施すべき事項」に係る改善状況について

平成 26 年 7 月 30 日付け地発 0730 第 1 号「法令遵守の徹底に係る取組の実施状況等に係る評価結果等の通知について」の別添 3（主に改善を要すると認められる事項・継続的な取組を実施すべき事項）については、平成 26 年 3 月 17 日（月）開催した平成 25 年度第 2 回法令遵守委員会で検討した平成 25 年度法令遵守チェックシートと同じ内容である旨を申し添えた上で、具体的な内容を説明し委員からの意見を求めた。

(委員)

項目 6 の超過勤務手当については、「年間執行計画の作成を徹底すること。」とあるが、年間執行計画とは具体的にどのようなものか。

(事務局)

この項目は、昨年度実施した当局の庶務会計業務内部監査で指摘したものである。超過勤務手当の年間の執行計画であるので、それぞれの部署における業務の繁閑等を考慮して超過勤務手当の予定額を月ごと記載しておくものである。

(委員)

項目 8 の保有個人情報の漏えい防止対策についてであるが、昨年度第 2 回法令遵守委員会で、各部署に多くの USB が配付されている実態にあるので、不必要なものを回収するということになっていたと思うが、その後の状況はどのようになっているか。

(事務局)

状況を確認して、不必要な USB は回収したい。

(2) 平成 26 年度国家公務員倫理週間の独自取組について

標語募集、公務員倫理に関する研修の実施、香川労働局長メッセージ、報告・取りまとめ等に関しての取組案を説明し、委員からの意見を求めた。

(委員)

標語の募集についての取組は今年から始めることなのか。

また、応募数は、どの程度見込んでいるのか。

(事務局)

全国的な国家公務員倫理週間として標語を募集することは今までもあったが、香川労働局の独自取組として香川労働局倫理週間の標語募集を行うのは今年度が初めてである。

そのため、例えば、「かがわ」や「さぬき」といった言葉を使用した標語など、香川らしい標語の募集を考えている。

応募数については、各所属から一つ程度以上の応募を期待している。

職員の一人一人に標語を考えてもらうということ自体が、標語募集の目的であるので、応募数が少なくても標語募集を行うことの目的は達成できるのではないかと考えている。

(委員)

応募は、所属単位で応募するのか、それとも、個人で応募するのか。

また、審査については、どのようなメンバーで行うのか。

(事務局)

応募の単位については、個人でも所属でもよい。

審査については第2回の法令遵守委員会で行うので、審査委員は、法令遵守委員会の委員である。

審査については、応募者名を伏せて審査するなど一定の条件を考える。

(委員)

香川労働局の独自取組についての職員への周知は、取組ごとに行うのか。それとも、独自取組全体について、周知するようなペーパーを作る予定なのか。

(事務局)

それぞれの取組ごとに職員に周知する。

(委員)

独自取組の「報告・取りまとめ」については、どのような形で報告を求めるのか。

(事務局)

標語募集の結果、研修結果、その他の取組状況については、局で取りまとめるべきものや署所から報告してもらいたいものがある。

特に、どのような報告をもらい、どのように取りまとめるかは、まだ固まっていないことなので、今後、検討したい。